

関連計画について

○しあわせ信州創造プラン（長野県総合5カ年計画）

1 計画概要

県政運営の基本となる総合計画

2 水道行政に関する記載内容（抜粋）

第3編 今後5年間の政策推進の基本方針

方針1 「貢献」と「自立」の経済構造への転換

～信州の強みに立脚した「貢献」と「自立」の経済構造への転換～

長野県の技術力や豊かな自然環境、多様な農林水産物などを活かし、独創的な研究開発や生産技術、6次産業化*、さらには「おもてなし」の向上などによって商品やサービスなどの「質」を追求し、世界に評価され、貢献できる付加価値の高い産業づくりを進め、力強く安定した経済をめざします。

合わせて、自然エネルギーの活用や水・食料の確保などにより、地域の自立を支えます。

○長野県人口定着・確かな暮らし実現総合戦略

1 計画概要

- ・しあわせ信州創造プランの内、人口減少への歯止めと人口減少を踏まえた地域社会の維持・活性化に向けた取り組みをさらに進化・展開するもの
- ・まち・ひと・しごと創生法の「総合戦略」

2 水道行政に関する記載内容（抜粋）

IV 施策展開

4 人口減少下での地域の活力の確保～確かな暮らしの実現～

(1) 確かな暮らしを支える地域構造の構築

(イ) 既存施設のマネジメント強化

安心安全な水道を将来にわたって維持していくため、水道事業者をはじめとする関係者の取り組み指針となる長野県水道ビジョンを策定し、計画的な施設更新や災害対策の促進、広域的な連携等の検討を行います。

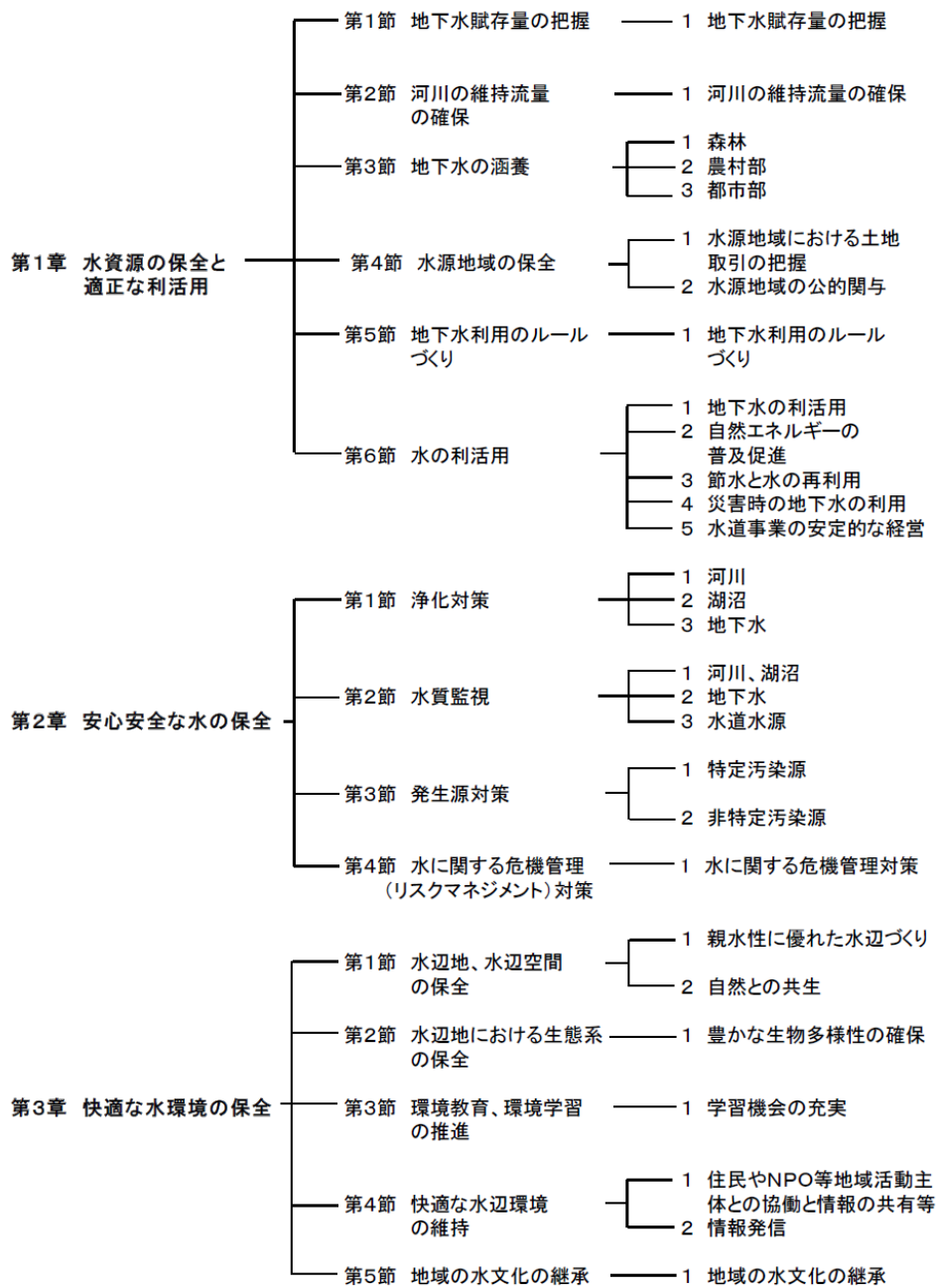
○第5次長野県水環境保全総合計画

1 計画概要

長野県水環境保全条例第7条に基づく水環境の保全を図るための総合的な計画

2 水道行政に関する施策の記載内容（施策、目標部分のみ抜粋）

施策体系図



第3編 長野県における水環境施策の展開

第1章 水資源の保全と適正な利活用

第4節 水源地域の保全

【施策の方向】

重要な水源地域における土地取引等の事前届出により、水源地域の保全に努めます。また、水源地域内の民有地への公的関与を推進します。

1 水源地域における土地取引の把握

保全が必要な水源地域における土地取引等を事前に把握し、市町村と連携しながら、適正な土地利用について助言していきます。

2 水源地域の公的関与

水源地域の公的関与を推進するとともに、保全が必要な水源林については森林整備及び保全を推進していきます。

第6節 水の利活用

【施策の方向】

長野県の豊富で清らかな地下水などの水資源を産業など地域振興に活かすように努めます。

4 災害時の地下水利用

災害時に飲料水等を確保することができるように、自家用井戸等の維持、確保を促すとともに、給水体制の整備を図ります。

5 水道事業の安定的な経営

各水道事業者が自らの事業を取り巻く環境を総合的に分析した上で経営戦略を策定し、それを計画的に実行していくことが必要なことから、県は水道に関する情報を提供し、長野県地域防災計画に基づく対応を行うとともに、水道事業者の施設整備に国庫補助を有効に活用することができるよう支援します。

第2章 安心安全な水の保全

第2節 水質監視

【施策の方向】

私たちにとって必要不可欠な水を、安全に利用することができるように、河川、湖沼、地下水、水道水源等の水質の監視を行います。

3 水道水源

(1) 水道水源ダム湖

① 水道水源ダム湖の水質監視を、引き続き水質測定計画に位置付けて水質測定を実施し、その結果と水質保全目標の達成状況を公表します。

なお、水質監視を行っているものの水質保全目標が設定されていない県営の5ダム湖（貯水量100万 m^3 未満又は未供用）について、関係機関と協議し、各ダム湖の特性を勘案して水質保全目標値の設定を検討します。

② 必要に応じて水質保全連絡協議会等を設置し、地元住民、地元自治体、関係団体が協力して水質保全に取り組みます。

(2) 飲用井戸

町村内の飲用井戸設置者に対し、引き続き「飲用井戸等衛生対策要領」に基づく定期的な点検や水質検査等の衛生対策をとるよう啓発を図ります。

また、飲用井戸の汚染が判明した場合は、市に必要な助言をするとともに、飲用井戸設置者に対し必要な措置を取るよう、町村と協力して指導します。

(3) 水道施設

各水道事業者が自らの水源の置かれている状況やリスクを分析し、安定した取水が可能となる対策を講ずるよう、県は技術的な相談に応じるとともに、変更認可が必要なときは迅速に取得できるよう支援します。

第3節 発生源対策

【施策の方向】

水質の悪化の要因である特定汚染源（生活排水や工場・事業場排水等の特定の汚染源）と非特定汚染源（汚染物質の負荷排出ポイントが特定しにくい、市街地、農地、森林などの面的な広がりをもつ汚染源）の対策を推進し、水質の保全に努めます。

1 特定汚染源

(9) 地下水汚染対策

② 地下水の概況調査において、汚染を発見したときは、周辺地区において原因調査を実施し、汚染原因が特定されたときは必要な指導を行います。

また、周辺住民に周知し、井戸水の飲用指導を行います。

2 非特定汚染源

(5) 水道水源ダム湖

水道水源ダム湖の水質保全を図るため、引き続き水質監視により水質の状況を把握するとともに、周辺の状況の確認を行い、関係機関と情報の共有を図ります。

第4節 水に関する危機管理（リスクマネジメント）対策

【施策の方向】

防災、放射能、地球温暖化など水に関する様々な危機管理事象に的確に対応することができるように努めます。

1 水に関する危機管理対策

- ② 水道水中の放射性物質を定期的に検査し、その結果を県公式ホームページに速やかに公表していきます。
- ⑤ 各水道事業者が自らの水源の置かれている状況やリスクを分析し、安定した取水が可能となる対策を講ずるよう、県は技術的な相談に応じるとともに、変更認可が必要なときは迅速に取得できるよう支援します（前掲）。
- ⑥ 水源地域への公的管理を推進するとともに、保全が必要な水源林については森林整備及び保全を推進していきます（前掲）。
- ⑦ 災害時に飲料水等を確保することができるように、自家用井戸等の維持、確保を促すとともに、給水体制の整備を図ります（前掲）。
- ⑧ 各水道事業者が自らの事業を取り巻く環境を総合的に分析した上で経営戦略を策定し、それを計画的に実行していくことが必要なことから、水道に関する情報を提供し、長野県地域防災計画に基づく対応を行うとともに、水道事業者の施設整備に国庫補助を有効に活用できるよう支援します（前掲）。

第6編 達成目標

(3) 水環境保全の方針に係る達成目標

ア 水資源の保全と適正な利活用

上水道及び簡易水道事業者の数 336 (H23) →219 (H29)

○長野県地域防災計画

1 計画概要

- ・災害対策基本法に基づき、長野県防災会議が作成
- ・県機関はもとより、国の機関、市町村、公共機関のとるべき対策や県民の責務などについての基本方針などを定めている
- ・風水害、震災、火山、原子力、その他の5編

2 水道に関する記載内容

(1) 記載項目

■ 風水害対策編

第2章 災害予防計画	第14節 給水計画
	第19節 上水道施設災害予防計画
第3章 災害応急対策計画	第15節 飲料水の調達供給活動
	第24節 上水道施設応急活動

■ 震災対策編

第1章 総則	第5節 災害想定
第2章 災害予防計画	第13節 給水計画 →風水害対策編に同じ
	第18節 上水道施設災害予防計画
第3章 災害応急対策計画	第14節 飲料水の調達供給活動 →風水害対策編に同じ
	第23節 上水道施設応急活動 →風水害対策編に同じ

■ 火山対策編

第2章 災害予防計画	第14節 給水計画 →風水害対策編に同じ
	第19節 上水道施設災害予防計画 →風水害対策編に同じ
第3章 災害応急対策計画	第15節 飲料水の調達供給活動 →風水害対策編に同じ
	第24節 上水道施設応急活動 →風水害対策編に同じ

■ 原子力対策編

第3章 災害応急対策計画	第4節 モニタリング
	第9節 飲料水・飲食物の摂取制限等
第4章 災害からの復旧・復興	2 その他の災害後の対応

(2) 記載事項（抜粋）

該当部分の写し（次ページから）

第14節 給水計画

第1 基本方針

飲料水の備蓄は、緊急遮断弁により確保された配水池及び浄水池の貯留水並びにボトルウォーターとし、調達体制は稼働できる浄水場並びに清浄な水の確保が可能なプール等にろ水器を設置し製造を行う。

また、被災していない市町村（水道事業者等を含む。以下同じ。）による応急給水活動により飲料水の確保を図る。

このほか、市町村は、被災を最小限に食い止めるため、事前に施設の災害に対する安全性の確保を進めるとともに、給水車・給水タンク等の確保を図り、飲料水の供給に備えるものとする。

県は、広域にわたって家屋の損壊が激しく、多数の避難者が生じ、被災市町村だけでは飲料水供給が困難な場合など、通常想定できる規模を超えるような災害に備え、市町村を補完する立場として、広域単位での備蓄と流通備蓄の確保に努める。

第2 主な取組み

- 1 水道施設の災害に対する安全性の確保、緊急遮断弁の設置及びろ水器の整備促進、関係業者との協定の締結等、飲料水の備蓄・調達体制の整備を図る。
- 2 給水車、給水タンク等の整備促進を図るとともに、関係業者との協定の内容を確認し、飲料水の供給体制の整備を図る。

第3 計画の内容

1 飲料水等の備蓄・調達体制の整備

(1) 現状及び課題

平成26年3月31日現在、県下の水道事業者には、2,696箇所（933,411^m）の配水池があり、そのうち上水道事業で緊急遮断弁の設置など災害時用として整備されているのは、269箇所である。

配水池への緊急遮断弁の設置、施設に対する安全性の確保並びに老朽施設の更新は急務であるが、施設の建設には多大な費用が必要となる。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 施設整備について、市町村に対する助言を行う。（環境部）
- (イ) 応急給水用具の整備について、市町村に対する助言を行う。（環境部）
- (ウ) 水道施設災害相互応援要綱（水道協議会）の整備を行う。（環境部）
- (エ) 備蓄となりうる配水池等の把握を行う。（環境部）
- (オ) ボトルウォーターを合同庁舎及び松本平広域公園内備蓄倉庫等に備蓄し、必要に応じて更新する。（危機管理部）
- (カ) サントリービバレッジサービス株式会社との災害時における飲料水の供給に関する協定に基づき連携を強化する。（危機管理部）

イ【水道事業者等が実施する計画】

(ア) 県企業局が実施する計画

1,000 ^m以上の配水池に緊急遮断弁を設置する。また、配水池からの給水方法の整備を行う。

- (イ) 市町村が実施する計画
 - a 配水池等容量の増強、緊急遮断弁の設置、施設の災害に対する安全性の確保等の整備を行うものとする。
 - b 住民が実施する事項への支援を行うものとする。
 - c 県が実施する事項に対する協力を行うものとする。
 - d 予備水源、予備電源の確保を行うものとする。
 - e プール等飲料水以外の貯水状況の把握を行うものとする。

ウ【住民が実施する計画】

- (ア) 風呂の残り湯の活用を習慣づけるものとする。
- (イ) ボトルウォーター等による飲料水の備蓄に努めるものとする。
- (ウ) ポリタンク等給水用具の確保を行うものとする。
- (エ) 自家用井戸等について、その維持、確保に努めるものとする。

2 飲料水等の供給計画

(1) 現状及び課題

平成26年4月1日現在、県下の水道事業者（公営）には、給水車41台、給水タンク345個、ポリタンク等3,040個、ろ過器41器が整備されており、緊急時にはこれらの用具により供給を行う。また、当該市町村での供給が困難な場合には災害相互応援により他市町村が支援する。しかし、大規模災害等により被災が広範囲に渡った場合には、相互応援（県水道協議会策定）が困難になるとともに、給水車等の不足も予想される。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 被災が広範囲にわたり他都道府県からの応援が必要になった場合及び他都道府県が被災し本県からの応援が必要になった場合を想定し、水道施設災害相互応援要綱及び他都道府県との相互応援体制に関する整備を行う。（危機管理部、環境部）
- (イ) 市町村に対し、給水体制等に関する助言を行う。（環境部）
- (ウ) 合同庁舎及び松本平広域公園内備蓄倉庫等に備蓄したボトルウォーターの供給体制を整備する。（危機管理部）
- (エ) 流通備蓄については、協定の内容を確認し、協定の締結先と連携を図り供給するための体制を整備する。（危機管理部、産業労働部、農政部）

イ【水道事業者が実施する計画】

- (ア) 県企業局が実施する計画
 - a 飲料水供給場所の整備を行う。
 - b 実施マニュアルの作成を行う。
 - c 「応急給水マニュアル」により、応急給水における県企業局の業務を関係市町に徹底する。
- (イ) 市町村が実施する計画
 - a 給水車の運行計画の策定等給水体制の確立を図るものとする。
 - b 給水源の確保、供給量の見直しを行うものとする。
 - c 被災範囲、被災状況、給水拠点の想定を行うものとする。
 - d 給水車、給水タンク、ポリタンク、ポリ袋の確保を行うものとする。

第19節 上水道施設災害予防計画

第1 基本方針

水道施設・設備の安全性の確保については、施設の災害に対する強化の他、非常用施設・設備を常に正常に稼働できる状態に維持し、かつ非常用施設・設備が被災を受けにくいものにする必要がある。これらについては、施設・設備の更新時に十分考慮することとし、通常のメンテナンス体制の充実を図る。

第2 主な取組み

老朽施設の更新、改良等を行うとともに、施設の安全性の確保を図る。

第3 計画の内容

水道施設・設備の整備及び安全性の確保

1 現状及び課題

水道事業者等については、施設の安全性の確保、老朽施設の更新等を計画的に進めているが、施設の建設には多大な費用が必要となるため、施設整備が十分とは言えないのが現状である。

また、ライフラインの確保として、他事業と調整し、緊急時連絡管等の整備が必要である。

水道事業者相互の応援体制については、長野県市町村災害時相互応援協定及び長野県水道協議会水道施設災害相互応援要綱により他市町村及び他水道事業者へ応援を依頼することが可能であり、また長野県水道協議会水道施設災害相互応援要綱により、(公社)日本水道協会を通じて全国的に応援を依頼することが可能である。

2 実施計画

ア【県が実施する計画】(環境部)

水道事業者に対し、石綿セメント管等老朽管の更新及び施設の安全性の確保等に関する指導を行う。

イ【水道事業者等が実施する計画】

(ア) 県企業局が実施する計画

- a 無線設備の整備を行い、非常時における通信の確保を図る。
- b 非常時において重要な役割を果たす施設・設備については、定期的な点検を実施し、非常時における作動確保を図る。
- c 被災する可能性が高い施設・設備をあらかじめ把握し、被災した場合の応急対策が迅速に行えるよう計画する。
- d 職員の任務、配備、参集について定め、災害時の迅速な対応を図る。

(イ) 市町村が実施する計画

- a 老朽管の布設替等、施設整備の推進を図るものとする。
- b 配水系統の相互連絡のブロック化を図るものとする。
- c 水道事業者相互の緊急時連絡管の整備促進を図るものとする。
- d 復旧資材の備蓄を行うものとする。
- e 水道管路図等の整備を行うものとする。

第15節 飲料水の調達供給活動

第1 基本方針

飲料水の調達は、緊急遮断弁等により確保された配水池、浄水池の貯留水及び貯水池、プール等へろ水器等を搬入して確保された水並びにボトルウォーターにより行うこととし、被災市町村で水の確保が困難な場合は、他市町村からの応援給水により調達する。

また、飲料水の供給は、断水世帯、避難所、病院等を中心に、市町村において給水車、給水タンク等により行い、被災の規模により当該市町村での給水活動が困難となる場合には、長野県市町村災害時相互応援協定及び長野県水道協議会水道施設災害相互応援要綱により他市町村から応援給水を受ける。

第2 主な活動

- 1 被害状況の確認、情報の収集、調達可能な飲料水の確認等を行い、円滑な飲料水の調達を行う。
- 2 飲料水の確保のため、応急給水を行うとともに、速やかな応急復旧作業により給水機能の回復に努める。

第3 活動の内容

1 飲料水の調達

(1) 基本方針

飲料水については、緊急遮断弁等により確保された配水池、浄水池の貯留水及び貯水池、プール等へろ水器等を設置し確保する。また、飲用可能な井戸水も利用する。

被災地で水の確保が困難な場合は、相互応援要綱による他事業者からの応援給水により調達する。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

- (ア) 被害状況、飲料水・給水用具の確保状況等の情報収集を行う。(環境部)
- (イ) 被災の状況により、相互応援要綱等による調整及び必要に応じ国、他都道府県及び県内の他の事業者への応援要請を行う。(環境部)
- (ウ) 地方事務所長は災害発生時に、管内市町村からボトルウォーターの供給について要請があった場合、当該地方事務所のボトルウォーターの供給を行うとともに、供給数量を危機管理部長あてに報告する。なお、市町村からの要請量が当該地方事務所の備蓄量を上回る場合は、当該地方事務所は危機管理部長に必要量を報告し、危機管理部長は他の地方事務所にボトルウォーターの供給を依頼する。(危機管理部)
- (エ) サントリービバレッジサービス株式会社との協定に基づきボトルウォーターの供給を要請する。(危機管理部)

イ【水道事業者等が実施する対策】

- (ア) 県企業局が実施する対策
 - a 浄水場の点検を実施し、飲料水の調達が可能か判断する。
 - b 非常用水源井戸により飲料水の調達を行う。
- (イ) 市町村が実施する対策

- a 被災状況の確認を行い、飲用可能な飲料水の確保を行うものとする。
- b プール等にてろ水器等を搬入し、飲料水の確保を行うものとする。
- c 被災市町村で対応が困難な場合は応援要請を行うものとする。

ウ【住民が実施する対策】

ポリタンク等給水用具の確保を行うものとする。

2 飲料水の供給

(1) 基本方針

市町村は、市町村地域防災計画の定めるところにより、断水世帯、避難所、病院等に対し、応急給水を実施し、飲料水の確保を図る。

また、水道事業者は、速やかな応急復旧作業により、給水機能の回復に努める。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（環境部）

- (ア) 断水地域の把握等、情報の収集・提供を行う。
- (イ) 感染症の発生を未然に防止するため、飲料水の供給について市町村に助言する。
- (ウ) 相互応援要綱等による連絡調整を行うほか、他都道府県等からの応援が必要な場合は、厚生労働省等に要請を行う。

イ【水道事業者等が実施する対策】

(ア) 県企業局が実施する対策

- a 水道施設の点検を実施し、飲料水供給場所の確保を行い、給水作業を行う。
- b 断水地域の把握を行う。
- c 市町村が行う飲料水の供給作業への協力を行う。

(イ) 市町村が実施する対策

- a 断水地域の把握等、情報の収集を行うものとする。
- b 出動体制、給水拠点の確保・確認を行うものとする。
- c 給水用具の確保を行うものとする。
- d 災害のために水道、井戸等の給水施設が破壊され、飲料水が得られない被災者に対し、給水車、給水タンク、ポリタンク等により、1人1日3リットル以上の飲料水を供給するものとする。
- e 応急飲料水以外の生活用水についても、その必要最小限度の供給を図るものとする。
- f 被災の状況により、当該市町村のみでは対応できないときは、他市町村、県又は自衛隊の応援を要請するものとする。
- g 復旧作業に当たり、指定給水装置工事事業者等との調整を行うものとする。
- h 住民に対し、飲料水の供給に関する広報活動を行うものとする。

第24節 上水道施設応急活動

第1 基本方針

大規模災害等により長期間の断水となることは住民生活に重大な影響を与えるため、水道事業者は、水道施設の復旧を最優先で実施し、取水、導水、浄水、送水、配水及び給水の各施設の機能回復を早急に図る。

また、復旧工事に係る許可手続の迅速化を図る等の早期応急復旧のための手段を講ずる。

第2 主な活動

応急給水に必要な飲料水を確保するとともに、計画的な復旧作業を行い、給水機能の回復を行う。

第3 活動の内容

1 基本方針

復旧作業については、水道事業者が自ら行う直営工事、又は、専門業者への外部委託により復旧工事を行う。

なお、大規模な災害においては、他地区からの応援等により、復旧要員、資材、機材及び重機等を確保し、早期の復旧を図る。

2 実施計画

(1)【県が実施する対策】(環境部、建設部)

被災の状況により、他都道府県への応援要請を行う。

また、他都道府県が被災し、本県からの応援が必要と認められる場合は、応援活動を行う。

ア 環境部が実施する対策

(ア) 水道事業者に対し、応急復旧工事等について指導を行う。

(イ) 被災状況の把握を行う。

(ウ) 応援要請に対しては、相互応援要綱等に基づき調整を行う。

イ 建設部が実施する対策

水道事業者が実施する道路区域内の応急復旧活動については、許可手続を早急に行うとともに、掘削工事を伴う場合は、他の埋設物の情報を提供して他のライフラインの損傷を防止し、同一箇所での2者以上の工事については、工事現場が輻輳しないよう調整する。

(2)【水道事業者等が実施する対策】

ア 県企業局が実施する対策

(ア) 「大規模地震時の初動マニュアル」により、水道施設の点検・操作、被害状況の把握を行う。

(イ) 長野県営水道指定給水装置工事事業者等に協力を依頼するとともに、工事の発注を行う。

(ウ) 本復旧に時間を要する地区については、必要に応じ優先順位を定め、仮配管からの取り出しを認める。

イ 市町村が実施する対策

- (ア) 被害状況の把握と復旧計画の策定を行うものとする。
- (イ) 復旧体制の確立を行うものとする。
- (ウ) 被災の状況により応援要請を行うものとする。
- (エ) 住民への広報活動を行うものとする。
- (オ) 指定給水装置工事事業者等との調整を行うものとする。

(3) 【関係機関が実施する対策】

施工業者は、水道事業者が発注する工事に対し、積極的に応じるものとする。

第5節 被害想定

第1 基本的な考え方

長野県に被害を及ぼすと考えられる地震は、県内あるいは隣接地域で起こる内陸地震と、東海沖などに起こるプレート境界型地震がある。

平成 25、26 年度の 2 か年で実施した県地震被害想定の結果及び中央防災会議による東海地震、東南海・南海地震の被害想定結果に基づき、予測される被害量や被害の様相、さらには地震対策の方向性について本計画における災害予防計画、災害応急活動、災害復旧対策計画等の基礎資料とするものである。

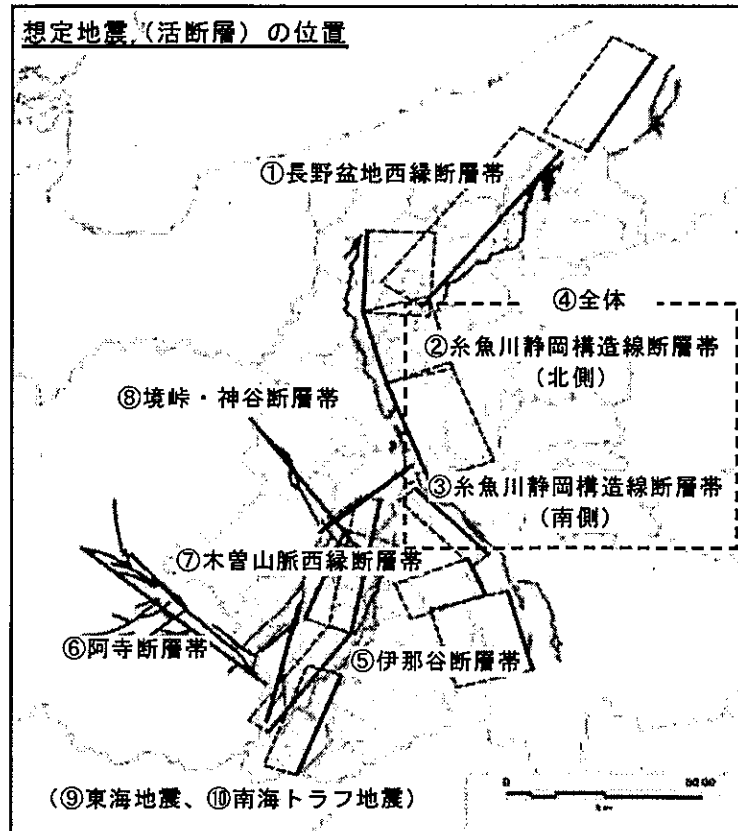
第2 想定地震

長野県における過去に被害をもたらした地震や、活断層の分布状況、現時点の科学的知見を踏まえ、県内の主要都市の被害が甚大となると考えられる地震を想定した。

想定地震の諸元

地震名	長さ (km)	マグニチュード		想定ケース*
		M _J	M _s	
長野盆地西縁断層帯 の地震 ①	58	7.8	7.1	4 ケース
糸魚川-静岡構造線断層帯の地震	全体 ②	8.5	7.64	1 ケース
	北側 ③	8.0	7.14	
	南側 ④	66	7.9	
伊那谷断層帯 (主部) の地震 ⑤	79	8.0	7.3	4 ケース
阿寺断層帯 (主部南部) の地震 ⑥	60	7.8	7.2	2 ケース
木曾山脈西縁断層帯 (主部北部) の地震 ⑦	40	7.5	6.9	2 ケース
境峠・神谷断層帯 (主部) の地震 ⑧	47	7.6	7.0	4 ケース
想定東海地震 ⑨		8.0	8.0	1 ケース
南海トラフ巨大地震 ⑩		9.0	9.0	基本、陸側ケース

陸型地震については、破壊開始点や強震動生成域の位置により複数ケースを想定したほか、海溝型地震 (南海トラフ巨大地震) では国の設定した基本ケース、陸側ケースを想定した。



第3 被害の概要

1 県地震被害想定の結果

地震による各ケースの被害一覧(長野県全体)

大項目	小項目	条件・定義	単位	内陸型地震										海沿型地震		
				長野盆地西縁断層帯の地震(ケース3)	水島川-神岡構造線断層帯の地震(全体)	水島川-神岡構造線断層帯の地震(北縁)	伊豆谷断層帯(主部)の地震(ケース3)	阿寺断層帯(主部南縁)の地震(ケース1)	木曾山脈西縁断層帯(主部北縁)の地震(ケース1)	埴科-谷新田断層帯(主部)の地震(ケース1)	想定東海地震	南海トラフ巨大地震(基本ケース)	南海トラフ巨大地震(種別ケース)			
建物被害 (全棟)	液状化による被害	全棟	棟	440	530	180	170	140	*	20	130	20	110	240		
		全棟・夏	棟	27,760	79,880	9,650	26,810	14,770	100	2,230	1,630	0	*	1,230		
	揺れによる被害*	全棟・冬	棟	33,550	81,840	10,570	6,130	2,880	*	40	80			1,200		
		全棟	棟	6,900	10,380	1,830	730	900	40	340	280	40	80	760		
	土砂災害による被害**	全棟・夏	棟	840	1,680	720	660	900	0	0	0	0	0	0		
		全棟・冬	棟	810	1,620	700	640	880	0	0	0	0	0	0		
	地震火災による被害	冬深夜強風	棟	930	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		夏12時強風	棟	1,110	1,120	0	470	320	0	0	0	0	0	0		
	建物の全壊棟数計	冬18時強風	全棟	棟	6,150	13,590	300	3,530	1,730	0	110	0	0	0	0	
			冬深夜強風	棟	35,740	84,350	11,470	27,650	15,810	140	2,590	2,050	60	190	2,280	
夏12時強風		全棟	棟	30,150	83,510	10,570	28,120	16,130	140	2,590	2,040	60	190	2,230		
		冬18時強風	棟	40,960	87,940	11,770	31,180	17,540	140	2,700	2,090	60	190	2,260		
冬深夜		人	2,270	5,810	720	1,890	1,130	10	220	140	20	30	110			
		夏12時	人	2,140	6,900	680	2,040	1,500	10	370	320	10	20	90		
冬18時		人	2,110	5,310	650	1,870	1,200	10	250	140	10	20	100			
		冬深夜	人	160	450	50	160	70	10	30	20	20	30	50		
夏12時		人	130	260	30	120	50	*	*	20	20	10	20	30		
		冬18時	人	130	330	40	120	50	*	20	10	10	20	30		
冬深夜	人	80	180	60	60	80	60	80	20	20	*	10	60			
	夏12時	人	50	120	40	40	50	50	20	20	*	*	40			
冬18時	人	60	140	50	50	60	60	60	20	20	*	10	50			
	冬深夜強風	人	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
夏12時強風	人	10	30	0	20	*	*	*	0	0	0	0	0			
	冬18時強風	人	80	150	*	30	10	0	0	0	0	0	0			
冬深夜	人	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*			
	夏12時	人	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*			
冬18時	人	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*			
	冬深夜強風	人	2,350	5,790	790	1,950	1,210	20	240	160	20	40	180			
夏12時強風	人	2,210	7,060	720	2,100	1,550	10	390	340	10	20	130				
	冬18時強風	人	2,250	5,600	710	1,950	1,270	10	270	160	10	30	150			
建物の倒壊による被害	冬深夜	人	15,880	37,540	6,050	12,710	11,170	280	3,120	1,780	370	760	4,370			
	夏12時	人	12,550	30,830	4,560	11,290	8,440	230	2,320	1,360	300	620	3,270			
	冬18時	人	13,790	33,080	5,160	11,310	9,650	220	2,660	1,540	280	580	3,630			
	冬深夜	人	2,590	9,520	1,130	2,580	1,260	160	600	520	370	730	1,210			
夏12時	人	2,290	4,550	890	2,180	1,030	130	510	450	300	590	960				
	冬18時	人	2,100	7,140	830	1,960	970	120	470	380	260	550	890			
冬深夜	人	90	220	80	80	90	80	90	30	30	*	10	80			
	夏12時	人	70	160	50	50	70	*	20	20	*	10	50			
冬18時	人	80	180	60	60	80	80	30	30	*	10	60				

震災対策第1冊 被害の被害
被害の被害

人的被害*4 (負傷者数) つき	火災による被害	人	70	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	冬深夜強風	人	80	120	0	90	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	夏12時強風	人	440	810	10	180	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	冬深夜	人	20	30	10	10	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	夏12時	人	70	140	30	60	50	10	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	冬深夜強風	人	16,040	37,760	6,130	12,790	11,270	280	3,160	1,810	380	770	4,440					
	夏12時強風	人	12,720	31,240	4,620	11,440	9,930	230	2,350	1,390	300	620	3,330					
	冬18時強風	人	14,370	34,210	5,270	11,610	9,830	230	2,710	1,580	280	590	3,700					
	冬深夜	人	8,300	19,100	3,190	6,240	5,760	90	1,530	860	70	180	2,080					
	夏12時	人	6,520	15,660	2,380	4,470	4,470	70	1,170	680	50	150	1,550					
	冬18時	人	7,230	16,920	2,730	5,600	4,990	80	1,310	760	50	140	1,760					
	冬深夜	人	550	1,600	220	540	250	30	110	100	70	140	230					
	夏12時	人	480	980	170	460	210	20	100	80	50	110	180					
	冬18時	人	440	1,200	160	410	200	20	90	70	50	100	170					
	冬深夜	人	50	110	40	40	50	0	20	10	0	40	80					
	夏12時	人	30	80	30	30	30	0	10	10	0	30	60					
	冬18時	人	40	90	30	30	40	0	10	10	0	30	60					
	冬深夜強風	人	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
	夏12時強風	人	20	30	0	20	0	0	0	0	0	0	0					
	冬18時強風	人	120	230	0	50	20	0	0	0	0	0	0					
	冬深夜	人	10	10	0	10	0	0	0	0	0	0	0					
	夏12時	人	20	50	10	20	20	0	10	10	0	0	10					
	冬18時	人	8,360	19,210	3,230	6,280	5,810	100	1,540	880	70	180	2,110					
	夏12時強風	人	6,980	15,800	2,410	5,350	4,590	70	1,180	690	60	150	1,680					
	冬18時強風	人	7,410	17,290	2,780	5,700	5,060	80	1,330	770	50	140	1,800					
	冬18時(避難所外)	人	83,880	183,770	32,540	56,030	51,910	960	16,360	14,260	1,290	4,140	29,840					
	冬18時(避難所外)	人	83,880	183,770	32,540	56,030	51,910	960	16,380	14,260	1,290	4,140	29,840					
災害廃棄物	トン	3,774,240	7,958,990	952,080	2,491,280	1,352,960	9,910	212,510	161,380	4,490	14,200	176,330						
孤立集落	人	362	566	411	50	131	30	39	49	15	3	139						
	断水人口 (断水率)	(%)	625,910 (30%)	1,453,310 (68%)	604,950 (28%)	485,790 (23%)	545,710 (26%)	44,240 (2%)	274,180 (13%)	379,970 (18%)	106,970 (5%)	252,370 (12%)	701,780 (34%)					
	避難支障人口 (機能支障率)	(%)	671,830 (34%)	1,400,140 (71%)	624,000 (32%)	530,600 (27%)	574,500 (29%)	146,820 (7%)	346,350 (16%)	434,690 (22%)	199,210 (10%)	317,940 (15%)	693,320 (35%)					
	ガス(都市ガス)	戸 (%)	67,690 (46%)	25,650 (19%)	0 (0%)	11,740 (7%)	2,460 (1%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)					
	電力	軒 (%)	302,320 (27%)	700,570 (62%)	274,700 (24%)	241,730 (21%)	259,310 (23%)	22,010 (2%)	128,850 (11%)	178,290 (16%)	50,670 (4%)	120,210 (11%)	333,620 (30%)					
	不道回線数 (不道回線率)	回線 (%)	149,170 (27%)	331,860 (60%)	128,160 (23%)	111,560 (20%)	125,980 (23%)	11,460 (2%)	63,040 (11%)	79,540 (14%)	25,350 (5%)	58,090 (11%)	160,460 (29%)					

※1: 揺れによる建物被害については、被害地帯・特別被害地帯では積算の影響を考慮したため、冬と夏とで被害者が変化する場合がある。
 ※2: 断水率については、地震に伴い、断水の発生が断水に到ったことによる被害者を認定したもので、揺れによる断水率の内数とする。
 ※3: 土砂災害による全壊建築物は、揺れ・液状化による全壊建築物との重複処理によって、冬と夏とで被害者が変化する場合がある。
 ※4: 人的被害は、被害状況を記載した。
 ※5: 発生2日後の被害状況を記載した。
 ※6: 発生2日後の冬18時強風での被害状況を記載した。
 ※7: 供給停止率は全壊した建築物を除いた建築物に占める供給停止戸数の割合とした。
 ※8: 停電の影響(商用電源を用いる電話機を固定電話に接続して停電の影響を受ける場合)が100%の場合を示す。
 ※9: 停電(単)を除き、被害者は一単位で四情五人に入っている。そのため合計が合わない場合がある。*はわからない場合を示す。

第18節 上水道施設災害予防計画

第1 基本方針

水道施設・設備の安全性の確保については、施設の耐震性の強化の他、非常用施設・設備を常に正常に稼働できる状態に維持し、かつ非常用施設・設備が被災を受けにくいものにすることが必要である。これらについては、施設・設備の更新時に十分考慮することとし、通常のメンテナンス体制の充実を図る。

第2 主な取組み

老朽施設の更新、改良等を行うとともに、施設の安全性の確保を図る。

第3 計画の内容

水道施設・設備の整備及び安全性の確保

1 現状及び課題

水道事業者等については、施設の耐震化、老朽施設の更新等を計画的に進めているが、施設の建設には多大な費用が必要となるため、施設整備が十分とは言えないのが現状である。

またライフラインの確保として、他事業と調整し、緊急時連絡管等の整備が必要である。

水道事業者相互の応援体制については、長野県市町村災害時相互応援協定及び長野県水道協議会水道施設災害相互応援要綱により他市町村及び他水道事業者へ応援を依頼することが可能であり、また長野県水道協議会水道施設災害相互応援要綱により、(公社)日本水道協会を通じて全国的に応援を依頼することが可能である。

2 実施計画

ア【県が実施する計画】(環境部)

水道事業者に対し、石綿セメント管等老朽管の更新及び施設の安全性の確保等に関する指導を行う。

イ【水道事業者等が実施する計画】

(ア) 県企業局が実施する計画

- a 管路の耐震化を行う。
- b 浄水場の耐震診断を行い、必要に応じ補強工事を行う。
- c 無線設備の整備を行い、非常時における通信の確保を図る。
- d 非常時において重要な役割を果たす施設・設備については、定期的な点検を実施し、非常時における作動確保を図る。
- e 被災する可能性が高い施設・設備をあらかじめ把握し、被災した場合の応急対策が迅速に行えるよう計画する。
- f 「大規模地震時の初動マニュアル」に職員の任務、配備、参集について定め、災害時の迅速な対応を図る。

(イ) 市町村が実施する計画

- a 管路の耐震化、老朽管の布設替並びに耐震性機材の採用により、整備の推進を図るものとする。
- b 配水系統の相互連絡のブロック化を図るものとする。
- c 水道事業者相互の緊急時連絡管の整備促進を図るものとする。

- d 復旧資材の備蓄を行うものとする。
- e 水道管路図等の整備を行うものとする。

第4節 モニタリング等

原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、県内において屋内退避又は避難が必要となるおそれのあるときから、次の対応を行う。

1 災害時のモニタリング

- (1) 県は、国、所在県、原子力事業者等が実施する緊急時モニタリングの結果を収集するとともに、必要に応じて測定箇所、頻度等を増やしてモニタリングを実施する。結果は県ホームページで公表するとともに、関係市町村、防災関係機関に必要な応じ連絡するほか、特に必要な場合は安全規制担当省庁等に連絡する。

県は、「長野県地域防災計画原子力災害対策編に係る空間放射線モニタリング等実施要領」に基づき対応する。(環境部、危機管理部)

- (2) 市町村は、必要に応じてモニタリングを実施するとともに、県が実施するモニタリングが円滑に行われるよう協力する。

2 放射能濃度の測定

- (1) 県は、あらかじめ定めた放射能濃度測定の実施体制に基づき、水道水、食品、大気浮遊塵、降下物の測定を重点的に行うとともに、その他の測定を必要に応じて実施し、結果を県ホームページで公表する。(関係部局)

- (2) 市町村は、必要に応じて放射能濃度の測定を実施するとともに、県が実施する測定が円滑に行われるよう協力する。

第5節 健康被害防止対策

1 健康被害防止対策の実施

県及び市町村は、必要に応じて人体に係るスクリーニング及び除染、医薬品の確保、健康相談を実施する。(健康福祉部)

第6節 住民等への的確な情報伝達

1 住民等への情報伝達活動

- (1) 県及び市町村は、住民等に対する情報提供及び広報を多様な媒体を活用して迅速かつ的確に行う。

情報提供及び広報に当たっては、要配慮者、一時滞在者等に情報が伝わるよう配慮するとともに、国や原子力事業者と連携し情報の一元化を図り、情報の空白時間がないよう定期的な情報提供に努める。(危機管理部、企画振興部)

- (2) 県は、報道機関の協力を得て、原子力災害に関する情報を広く県内外に向けて提供し、原子力災害に伴う社会的混乱や風評被害を未然に防ぎ、あるいはその軽減に努める。(危機管理部、企画振興部)

第8節 緊急輸送活動

1 緊急輸送活動

(1) 緊急輸送体制の確立

ア 県は、関係市町村及び防災関係機関が行う緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要に応じて調整を行う。(危機管理部)

イ 県は、人員、車両等に不足が生じたときは、次表の関係機関に支援を要請するとともに、必要に応じて隣接県に支援を要請する。(危機管理部)

輸送内容	関係機関
モニタリング要員 各種資機材	(公社)長野県トラック協会 警察本部(緊急輸送路の確保、車両の先導等) 自衛隊
避難住民等	(公社)長野県バス協会 警察本部(緊急輸送路の確保、車両の先導等) 自衛隊

2 緊急輸送のための交通路確保

県公安委員会は、緊急輸送のための交通路確保について、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、交通規制を実施するとともに交通情報の提供を行う。(警察本部)

警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報、その他警察が保有する手段等により、交通状況の把握に努めるとともに、国等から派遣される専門家及び緊急事態応急対策活動を実施する機関の現地への移動に関して、適切に対応する。(警察本部)

第9節 飲料水・飲食物の摂取制限等

1 飲料水、飲食物の摂取制限

(1) 県は、国の指導・助言、指示及び県が実施する災害時モニタリングの結果に基づき、原子力規制委員会及び厚生労働省が示す飲食物摂取制限に関する指標を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限等必要な措置を関係市町村又は水道事業者に指示又は要請する。(環境部、危機管理部)

(2) 市町村又は水道事業者は、国及び県からの指示があったとき又は放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限等必要な措置をとる。

2 農林畜水産物の採取及び出荷制限

(1) 県は、国の指導、助言及び指示に基づき、農林畜水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林畜水産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置を自ら行うか、関係市町村に指示する。(農政部、林務部)

(2) 市町村は、国及び県からの指示があったとき又は放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、農林畜水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林畜水産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置をとる。

国、県、関係市町村及び原子力事業者は、相互に連携しながら、必要な復旧・復興対策を講じる。

1 放射性物質による汚染の除去等

県及び市町村は、国が示す除染の方針に沿って、国が実施する汚染廃棄物の処理及び除染作業に協力するとともに、必要に応じて汚染廃棄物の処理及び除染作業を行う。また、事故由来放射性物質を放出した原子力事業者は、環境の汚染への対処に関し、誠意をもって必要な措置をとる。

2 その他災害後の対応

- (1) 県及び市町村は、災害時モニタリング等の調査、専門家の意見等を踏まえ、災害応急対策として実施された屋内退避又は避難、立入制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林畜水産物の採取・出荷制限等各種制限措置の解除を行う。(関係部局)
- (2) 県及び市町村は、関係機関と協力してモニタリングを行い、その結果を速やかに公表する。(環境部)
- (3) 県及び市町村は、原子力災害による風評被害等の未然防止及び影響軽減のため、国、関係団体等と連携し、かつ報道機関等の協力を得て、農林水産業、地場産業等の商品等の適正な流通の促進、観光客の減少防止のための広報活動を行う。(関係部局)
- (4) 県及び市町村は、住民等からの心身の健康に関する相談に応じる。(健康福祉部)